

関係協力団体 各位

大阪府住宅まちづくり部建築指導室長

建設リサイクル法府内一斉パトロールの実施について（お知らせ）

平素は、本府建築指導行政の推進にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保のため、毎年2回（6月、10月）を「パトロール強化月間」とし、「建設リサイクル法全国一斉パトロール」を実施することとしております。

なお、今年6月は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、パトロールは実施しておりません。

大阪府においても、同法の一層の周知徹底を図るため、令和2年10月をパトロール強化月間とし、そのうち1週間を府内17市（特定行政庁）と連携し、「建設リサイクル法府内一斉パトロール」を下記のとおり実施する予定ですので、よろしく願い申し上げます。

記

府内一斉パトロールの実施体制

- (1) 実施期間 令和2年10月をパトロール強化月間とし、そのうち1週間を合同パトロール実施期間とする。
- (2) 実施機関 大阪府及び府内17市（特定行政庁）
(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)

問合せ先:大阪府住宅まちづくり部建築指導室
審査指導課 開発許可グループ
片岡・西森
電話 06-6941-0351(内線 3092)

令和2年10月は府内一斉パトロール強化月間です

国におきましては、建設リサイクル法のさらなる実効性確保のため、毎年2回（6月、10月）を「パトロール強化月間」とし、「建設リサイクル法全国一斉パトロール」を行うこととしております。

なお、今年6月は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環としてパトロールは実施していません。

これと呼応し、大阪府におきましても建設リサイクル法の事務を行っている府内17市（特定行政庁）と連携し、下記のとおり「府内一斉パトロール」を実施します。

また、同法を府民や建設関係者へ石綿による健康障害が発生していることから、府内一斉パトロールにおいて、解体工事等における石綿の飛散防止対策の一環としてリーフレットを配布するなど、石綿の適正な取扱いについての周知を行います。

記

府内一斉パトロールの実施体制

(1)実施期間 令和2年10月をパトロール強化月間とし、そのうち1週間を合同パトロール実施期間とする。

(2)実施機関 大阪府及び府内17市(特定行政庁)

(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)

【問合せ先】

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 開発許可グループ

担当：片岡・西森

電話 06-6941-0351（内線3092）

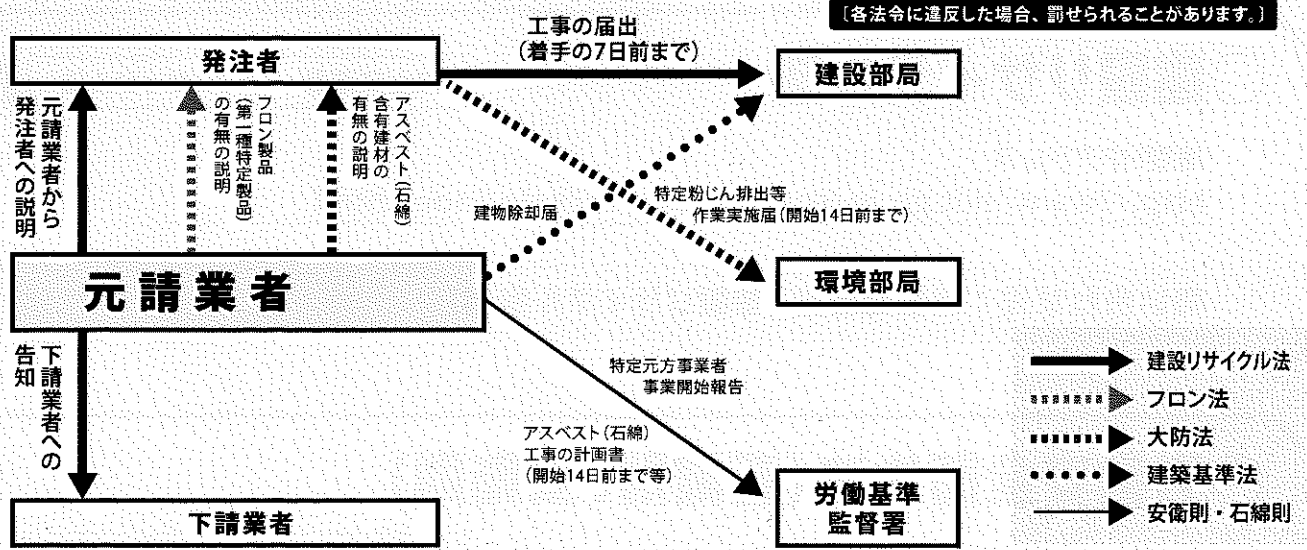
【参考】建設リサイクル法とは

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」です。

特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全等に寄与することを目的として、平成12年5月31日に制定され、平成14年5月30日から施行されています。

建物の解体工事に必要な主な手続き

工事着手前



〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕

分別解体等の実施

- 〈1.内装解体〉
原則、手壊し
- 〈2.屋根ふき材の取り外し〉
原則、手壊し
- 〈3.外装材、上部構造部分の取り壊し〉
- 〈4.基礎の取り壊し〉

◎注意！ 分別して管理・搬送



適切な技術
管理者の配置

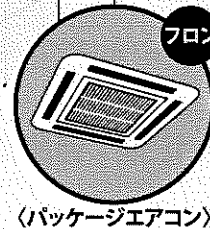
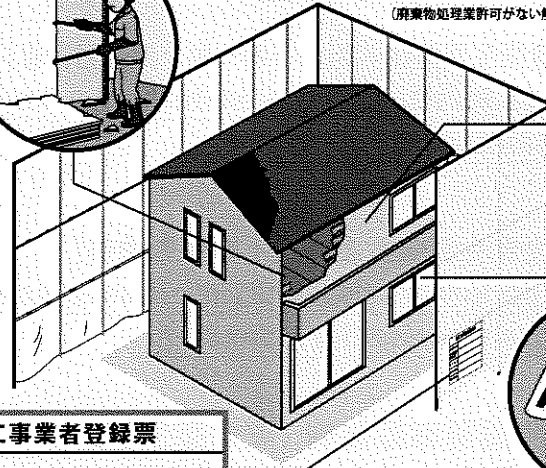
解体工事業者登録票	
図号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

〈工事現場における商号、名称などに関する標識の掲示〉

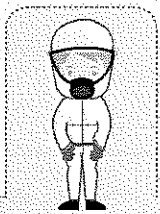
※建設業許可業者の場合は「建設業の許可票」を掲示

◎注意！ 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

〔廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります〕



アスベスト(石綿)含有建材があった場合



石綿作業主任者の常駐(石綿作業中)《石綿則》

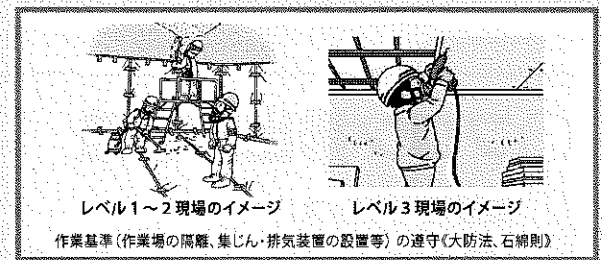
- 石綿あり/なしなどの掲示
《大防法、石綿則》
- 作業内容などの掲示
《大防法、厚労省通知》

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
〒	平成 年 月 日 (表示日)
解体事業者名:	
連絡先:	
現場責任者氏名:	

特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告



各法令の正式名称

- 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 石綿則：石綿障害予防規則
- 大防法：大気汚染防止法

- フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 安衛則：労働安全衛生規則

工事中

工事完了後

各手続きの詳細について

○建設リサイクル法

国土交通省 建設リサイクル法

検索

概要HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

問い合わせ先：各都道府県（建設リサイクル担当）

○労働安全衛生法（石綿則、安衛則）

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

厚生労働省 石綿 パンフレット

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

安全衛生 リーフレット

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

安全衛生 様式

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei36/index.html

問い合わせ先：各労働基準監督署（安全衛生担当）

○大気汚染防止法

環境省 アスベスト 解体工事

検索

概要HPアドレス（石綿パンフレット等）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

問い合わせ先：各都道府県（環境部）

○フロン排出抑制法

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

概要HPアドレス

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

問い合わせ先：各都道府県（フロン排出抑制担当）